施策評価調書（23年度実績）

施策コード	Ⅰ－６－（４）

政策体系	施策名	消費生活の安心や生活衛生の向上	所管部局名	生活環境部	長期総合計画頁	59
	政策名	安全・安心な暮らしの確立	関係部局名	生活環境部		

【Ⅰ．主な取り組み】

取組No.	①	②	③	④
取組項目	消費者の権利の尊重と 消費者の自立の支援	市町村や消費者団体等との連携・協働	生活衛生関係施設の衛生水準の向上	動物愛護精神の高揚と 飼育マナーの向上

【Ⅱ．目標指標】

	指　　標	関連する取組No.	基準値		23年度			24年度	27年度	目標達成度（%）
			年度	基準値	目標値a	実績b	b／a	目標値	目標値	25 50 75 100 125
i	「アイネス消費生活情報」メールマガジン登録件数（件）	①	H21	135	176	182	103.4%	382	1,000	
ii	消費生活センターを設置する市町村の割合（%）	②	H16	3.6	16.7	16.7	100.0%	38.9	77.8	
iii	犬・ねこ殺処分頭数（頭）	④	H18	5,327	4,235	3,121	135.7%	3,962	3,144	

【Ⅲ．指標による評価】

	評価	理　　由　　等	平均評価
i	達成	メールマガジンを月２回配信し、広報・周知を図ったことにより、23年度登録件数は、目標値の176件を超え、182件が登録された。	達成
ii	達成	市町村課長会議等を通じて、市町村消費生活相談窓口の整備の必要性を認識してもらうことにより、23年度末の消費生活センター設置市町村は3市（設置率16.7%）となり、目標値を達成できた。	
iii	達成	動物愛護推進員が啓発活動や愛犬しつけ教室等を実施するとともに、各保健所や大分県動物管理所で保護した犬及びねこの返還や譲渡に取り組んだ結果、目標値を達成できた。なお、すでに27年度目標を達成しているが、大分県動物愛護管理推進計画に基づき29年度に2，600頭という目標に向け、さらなる殺処分頭数の減少に努める。	

【Ⅳ. 指標以外の観点からの評価】

取組No.	評　価
①	・消費者トラブルの未然防止や消費者問題に対する意識を喚起するため、出前講座（138回、受講者9,775人）や地域暮らしのサポーター養成講座(受講者66人)を実施した。
②	・消費者問題への関心や理解を深めてもらうため、アイネス消費者ウィーク行事(講演会・ワークショップ等：830人、実験講座：9回、214人）を開催した。
③	・愛犬しつけ教室や終生飼養、不妊措置、犬の放し飼いの防止及びねこの室内飼養推奨などの啓発活動を行った結果、家庭動物の飼育マナーが向上した。

【Ⅴ. 施策を構成する主要事業の評価】

取組No.		事業名	事務事業評価		事業コスト（千円）
			総合評価	掲載頁	
①	1	消費生活安心推進事業	現状維持	70	108,693
③	1	動物愛護推進事業	現状維持	―	7,100
	2	狂犬病予防事業	現状維持	―	107,907

【Ⅵ. 主な取り組みの進捗状況・今後の課題】

進捗状況	取組No.①～③の全てにおいて、概ね順調に進んでいる。	
今後の課題	・消費生活相談窓口の周知、消費者被害の未然防止のための情報提供の充実 ・市町村相談体制の整備の支援（消費生活相談員の人材養成等） ・ねこの処分数が横ばいとなっている	

【Ⅶ. 施策に対する意見・提言】

○第40回大分県消費生活審議会(H24.7) ・市町村窓口で相談に応じる消費生活専門相談員をさらに養成してもらいたい。 ・市町村消費生活センターの設置など、相談体制の整備を計画的に進めてほしい。	○第2回大分県動物愛護推進協議会(H24.2) ・ねこ対策協議会を立ち上げるのは良いこと。 ・ねこ譲渡会を開催することになり、うれしい。協力したい。 ・ねこは譲渡会と併せて随時譲渡を実施してほしい。

【Ⅷ. 今後の施策展開について】

今後の方向性	施策展開の具体的内容
現状維持	・県内の消費生活相談事例や悪質商法の手口、重大製品事故情報、啓発講座など暮らしに役立つタイムリーな情報を月２回配信するとともに、出前講座や各種行事等を活用してメールマガジンの登録を促していく。 ・消費生活センター未設置市に対して、市町村課長会議や市長訪問を通じてセンター設置を要請するとともに、相談体制整備の一環として、市町村窓口において相談業務を担う人材を養成する。 ・動物愛護精神を高揚し、動物の適正飼育を推進するため、今後もしつけ教室や飼育マナーの向上に向けた啓発を行う。 ・平成２４年度から動物管理所で子ねこの譲渡会を開催する予定であり、ねこの譲渡頭数を増加させることにより、殺処分数の減少を図る。 ・平成２４年度から動物愛護推進協議会委員、獣医師会、市町村及び有識者などで「大分県ねこ対策協議会（仮称）」を設置し、ねこ問題の解決に取り組む。 ・国が定めた「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が見直される予定であり、それを踏まえて「大分県動物愛護管理推進計画」の見直しを行う。